

## 5. 償還用の口座登録・引き落としに関すること

### Q5-1. 借受人以外の口座からの引き落としはできますか？

⇒借受人名義の口座からのみの引き落としとなります。屋号が記載された事業用口座は使用できません。

### Q5-2. 償還のための銀行口座はどのように登録しますか？

⇒①兵庫県社会福祉協議会のホームページに専用ページを開設しましたので、そちらから登録してください。

⇒（スマートフォン、パソコン操作が難しい場合）

②お住まいの市区町社会福祉協議会にお越しいただければ、専用の決済端末で登録ができます。「金融機関のキャッシュカード（※クレジットカード不可、生体認証「のみ」のキャッシュカード不可）」をお持ちください。また、必ず貸付を利用した本人がお越しください。

⇒（①、②も難しい場合）

兵庫県社会福祉協議会特例貸付センター0120-552-039に問合せをして、口座振替申請書を取り寄せてお手続きしてください。

### Q5-3. 口座引き落として対応できる金融機関はどこですか？

⇒一部の信用組合等は対応していませんが、主要都市銀行、ゆうちょ銀行など大半の金融機関の登録が可能です。

⇒詳細は、兵庫県社会福祉協議会のホームページに「利用可能金融機関一覧」を掲載していますので、ご確認ください。

### Q5-4. 貸付申請と同時に償還口座を設定したものはどうなりますか？

⇒当初は、貸付申請と同時に償還口座の設定が必要でしたが、申請書類の提出要件が国の指導で変更となつたため、実際には償還口座の設定を行っていません。

大変お手数をおかけいたしますが、改めての口座登録をお願いいたします。また、償還手続きの効率化の観点から、ほぼすべての金融機関で償還口座を設定できるようにしましたので、ご活用ください。

### Q5-5. 償還金の毎月の引き落とし日はいつですか？

⇒毎月 27 日に引き落としとなります。（27 日が土日祝の場合は翌営業日です）

### Q5-6. 引き落とし用の口座の登録をしなければ、どうなりますか？

⇒手数料を借受人がご負担の上、毎月、払込用紙にて支払いをしていただくことになります。

**Q5-7. 緊急小口、総合支援資金の初回、延長、再貸付それぞれに引き落とし口座の登録をしないといけませんか？**

⇒口座登録の際に同意をいただくことで、1回の登録で4資金すべての償還引き落としに対応可能です。

**Q5-8. WEBで入力をしましたが、登録が完了したかどうかわかりますか？**

⇒入力手続きをされた2日後に兵庫県社会福祉協議会特例貸付コールセンター0120-552-039に問合せいただければ、登録状況をお答えすることができます。

**Q5-9. WEBで入力できません。どうしたら登録できますか？**

⇒市区町社会福祉協議会にお越しいただければ、専用の決済端末で登録ができます。「金融機関のキャッシュカード（※クレジットカード不可、生体認証「のみ」のキャッシュカード不可）」をお持ちください。また、必ず貸付を利用した本人がお越しください。

**Q5-10. 私の貸付コードは何ですか？**

⇒封筒に入っている案内②の資金の種類に貸付コードが記入されています。KA、SXの後の数字7桁です。